

東御市宿泊交流拠点整備運営事業 応募要領等に関する質問への回答（12月17日）

No.	資料名	頁	項目番号	項目等	質問の内容	回答
1	募集要項	11	第2章第4節(3)イ(ア)1b	設計企業（建築）の資格（加点要素）	延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設の基本実施設計の実績について、改修工事の実績も加点対象となるか。	改修面積が3,000m <sup>2</sup> 以上ある場合は改修工事でも加点対象になります。1cの工事監理についても、改修面積が3,000m <sup>2</sup> 以上ある場合は改修工事でも加点対象になります。
2	募集要項	11	第2章第4節(3)イ(ア)1b	設計企業（建築）の資格（加点要素）	延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上の宿泊施設又はその類似の商業・観光施設の基本実施設計の実績について、5年よりも前の設計の実績も加点対象となるか。	5年前よりも古い設計業務は加点対象にはなりません。これらについては、参加表明書及び資格審査に関する提出書類の添付書類の主要業務実績リストに加えて頂ければ評価の参考にさせていただきます。